

書評 東野治之著『長屋王家木簡の研究』

鶴 見 泰 寿

一

平城京左京三条二坊より長屋王家木簡が発見されてはや九年が経つ。三万五千点を超えるこの木簡群のうち主なものは既に概報として公表されており、正式な報告書も『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』『平城京木簡一』として刊行されている。

この史料群に関してはこれまでに多くの論考が出現したが、特に集中的に長屋王家木簡と取り組んできた研究者の一人が東野治之氏である。氏はこれまでも『日本古代木簡の研究』『正倉院文書と木簡の研究』などの著書を上梓し、様々なかたちで木簡の研究に多大な貢献をしてきたのは周知のことであるが、長屋王家木簡検討会のメンバーとしても活躍し、長屋王家木簡について続々と新たな知見を示してきた。本書はそうした著者の研究を一書にまとめたものである。

二

本書は、長屋王家木簡の世界、国制史と木簡、文献史料と木簡、の三部および序章、付篇から構成されている。

序章は本書のエッセンスがわかり易く書かれたもので、木簡の研究に対する著者の基本的な姿勢が示されている。

書名からもわかるように、第一部「長屋王家木簡の世界」が本書の中心である。第一部は、

- ① 長屋王家木簡の文体と用語
- ② 長屋王家木簡の文書と家政機関
- ③ 長屋王家と大伴家
- ④ 北家と北宮
- ⑤ 「長屋親王」考
- ⑥ 長屋王家木簡からみた古代皇族の称号
- ⑦ 日本語論

⑧『古事記』と長屋王家木簡

⑨『万葉集』と木簡

⑩長屋王家木簡の醬・味滓請求文書

⑪『論語』と『爾雅』

⑫二条大路木簡の槐花

以上一二篇から構成される(①)~(⑫)は便宜的に付した通し番号。

①は、長屋王家木簡の一点一点が正確に読解されるべきとする立場から、木簡の表記を分析し、文体・用語の特色について論じたものである。長屋王家木簡に独特の表記がみられるのは、木簡の大半が邸宅内に関わるものであり、公文書制度にとられず当時の日常的な文体や表記意識が現れているためであるとの推測から、万葉集や風土記など同時代の国語資料を駆使して木簡を読解しようと試みる。まずは文体について、送りがな表記のある木簡の分析を行なうが、当時の命令伝達に広く和文が用いられていたことを明らかにし、釈文を和文として読むと素直に読み下しできることが良くわかる。次に、和文の中に用いられている用語についても、漢語としては矛盾のないものであっても一般に用いられる意味に理解してよいのか、という意識から、皇子・夫人・勅旨・行幸・馬寮・侍従・帳内などの用語も律令の条文どおりに理解するのではなく、和訓を介してミコ・オホトジ・オオミコト・イデマシなどと読み、広い意味で理解するべきであると説く。そしてこうした結果をふまえて「長屋親王

宮大貲鮑十編」の付札の解釈に言及し、ミコの住居を「親王宮」と表現したものであり、「大貲」も最上級の敬意を表したものとする。

②は、長屋王家木簡が具体的にどのような場で授受されたかを解明しようとするものである。先行研究の問題点として、吉備内親王の家令として家令・扶・従・大少書吏の構成は相応しくなく、文書木簡は邸宅内で授受されたものではなく、「奈良」以外の地から発信されたものであり発信者と受信者の間にはある程度の距離を考えるべきであることを指摘し、受信地と発信地がどこであったのかについて考える。文書木簡の宛先の「奈良務所」は左京三条二坊の邸宅に所在したもので、物品支給の木簡にみえる家令がこれにあたり、差し出し側については符と移が併用されていること、発信側の家令が姓名を記す必要がなかったことなどから、三条二坊の邸宅と文書木簡の発信地とが二系統の家令たちによって事実上一体となって運営されていたと結論づける。また家令の本主については主人の命令を伝達する場合に「大命」「御命」のほかに「吉備内親王大命」とみえていることから、後者は本来の命令主体と異なるためあえて吉備内親王の名を記したものであり、二箇所の家令たちはいずれも長屋王の命をうけていたとする。

③は『万葉集』にみえる大伴家の事例と対照しながら、長屋王家の家政組織や邸宅について考察したものである。

④は、『日本歴史』誌上で森田悌氏と論争を行なったものである。

藤原房前没後の北家は房前の娘で聖武天皇の夫人となっていたいわゆる藤原夫人により継承されたものであり、房前没後に贈られた左大臣の地位に基づいて家政機関が拡充・格上げされることはないとする森田氏の意見に対して、東野氏は太政大臣家・左大臣家などの例を挙げて主人の没後も家政機関が継承・存続されることがあったことを再確認し、家は特定の個人に結びつける必要はなく、本主の没後も存続するものとする。そして北宮の場合も例えば高市皇子の宮が伝領されたものである可能性を示す。

⑤は新稿で、長屋王やその近親者の呼称について検討を加えたものである。長屋王・吉備内親王・円方皇子・山形皇子・竹野皇子などは親王・王・王子・皇子などと身内の意識を背景とする多様な呼称がみられるのに対し、矢釣王などのように一つの呼称しかみられない場合もあり、こうした差異を親縁関係の程度によるものと理解する。そして、親王・皇子の呼称が用いられた背景として、『令集解』学令大学生条に引用される古記が大学寮への入学を許される五位以上に諸王が含まれないとするのは、諸王は親王と同様に家庭で個人教育を受けるためであるとする解釈から、当時は諸王は臣下とみるよりもむしろ親王に近い地位と意識されていたと推測し、そうした諸王の社会的地位の高さのため親王・皇子の呼称が用いられたとする。さらに王子の呼称については、単に皇子の省略とみるのではなく、漢訳仏典の影響のためとする。

⑥は中皇命と大皇の称号について、長屋王家木簡によって知られた皇族の称号の用字法をもとに再検討したものである。中皇命はナカツスメラミコトと読み間人皇女（孝徳天皇の皇后）とするのが定説であるが、長屋王家木簡において王・皇をミコと呼んでいることから中皇命もナカツミコノミコトと読むべきであるとする。また大皇・大王について、長屋王家木簡などでは皇と王が通じていることから、天寿国繡帳や上宮記逸文などにその用例が想定できるとする。

⑦は漢文が受容されてからそれが和風漢文となり仮名文が成立するまでの過程を、長屋王家木簡や七世紀以前の金石文、法隆寺旧蔵幡、正倉院仮名文書などを主な史料として論じたものである。

⑧は長屋王家木簡を参考に古事記の表記の性格を考えたもので、古事記の文体や用語を木簡などと比較検討し、古事記の表記が特殊なものではなく当時の日常的な表記を基盤にしていたものとする。

⑨は木簡の表記と万葉集の表記を比較検討し、付属語の用法や語彙などに共通する要素が多いことを指摘、従来読み下しで改字されていた万葉歌の表記の中には訂正を要さないものもあることを述べる。また中皇命について、ミコノミコトは皇太子的な地位にあった人物に用いられるべき用語であるとし、中皇命＝間人皇女説を再検討、中大兄皇子の可能性を指摘し、中皇命の意味を根本的に問い直す必要を説く。

⑩は長屋王家木簡にみえる醬・味滓がいかなる処方に用いられた

かについて論じたもの。『葛氏方』の知識が背景にあることから中国古代医学受容の実態を窺わせる貴重な史料と評価する。

⑪は二条大路木簡中の論語の習書木簡にみられる何晏集解と、長屋王家木簡中の爾雅の習書について論じたもの。

⑫は二条大路木簡にみえる槐花の進上について論じたもの。槐はえんじゅで、平城京の街路樹に用いられたものであるとする。

第二部は「国制史と木簡」と題するもので、次の六篇からなる。

①四等官制成立以前における我国の職官制度

②大宝令前の官職をめぐる二、三の問題

③大化以前の官制と律令中央官制

④内廷と外廷

⑤伊場遺跡出土己亥年銘木簡と評の官制

⑥大宝令成立前後の公文書制度

①は四等官制成立以前の官制として三等官制が地方官・軍官を中心に存在したことを指摘、大化以後に普遍性をもつて存在し、律令的な四等官制受容の基礎をなしたとする。そしてこの三等官制は南北朝時代の地方官・軍官の構成が朝鮮半島の地方行政組織を介して間接に影響を及ぼしたものと推測する。

②は大宝令前の大・少納言、博士、比売朝臣の三つをとりあげたもの。我が国で独自に生じたとされる納言の大・中・少の別は北周の納言制度の影響を受けたものとする。博士はフビトを表記したも

ので大宝令前にはカバネと職名の二つの用法があったという。比売朝臣はヒメトネとよみ宮廷に仕える女性一般をさす称とする。表記と和語の関係については第一部に通じるものがある。

③は孝徳朝の中央官制についての考察である。『古語拾遺』にみえる神官頭の官職をとりあげ、それは祠官頭であり中国南北朝の祠部に名称・内容ともに近いことから、大化五年頃を境に中央にも南北朝の影響を受けた中国的な官職が置かれたことを推測する。

④は内廷・外廷の概念に再検討を加えたもの。唐の制度では内廷外廷の別が明確に立てられているのに対し我国のそれが未分化であるのは、律令国家の機構が令制前からの伝統的な諸関係により成立し外廷的な面を明確に分離できなかったためとする。

⑤は静岡県伊場遺跡出土の己亥年銘木簡の意義を説いたもの。裏面六文字目を「督」と釈読、下に「評史川前連」とあることから督・史は評督と第四等官を意味するものとし、七世紀末の評に四等官制の行なわれたことを示唆する史料として評価する。

⑥は口頭伝達と公文書制度の関係について通説を批判したもの。

口頭伝達は文書制度成立以前の未発達な制度ではなく、唐代にも王言の口頭宣布が行なわれており、口頭による宣布には文書による伝達とは別の意義が存在したとする。

第三部は「文献史料と木簡」として、次の四篇を収録する。

①木簡雑識

②平城宮木簡にみえる『聖母神皇集』をめぐって

③正倉院木簡の用途

④書評 小谷博泰著『木簡と宣命の国語学的研究』

①は、紫微中台年料醬の荷札、倉橋の「橋」の異体字、呪符木簡について論じたものである。

②は平城宮より出土した『聖母神皇集』の習書から、武后朝文物は天平初期には輸入され、武后時代前期の様相を窺う資料としても活用されたと考える。

③は本誌八号・九号で正倉院伝世木簡をめぐって原秀三郎氏との間で行なわれた議論についてのものである。ここでは自説が正しいことを再確認し、問題となっている木簡にみえる「奉請」の語が貸し出しの意味で用いられているとする。

④は小谷博泰著『木簡と宣命の国語学的研究』（和泉書院刊）の書評で、木簡にみられる宣命体表記を援用して宣命体の成立や性格を論じたこの書について、歴史学に有益な点と、歴史学の立場から指摘すべき点とが紹介されている。

付篇は「日本古代の蘇と酪」で古代の乳製品についての考証論文であり、書後にもあるように池山紀之氏の論文を書き改めて紹介したものである。

三

以上、『長屋王家木簡の研究』の内容を紹介してきたが、いずれも国語国文学や典籍などによく通じている東野治之氏の研究の特色の際立つもので、引用史料の種類の多さとその範囲の広さには圧倒される。本書の内容は多岐にわたっており、論評するには私の能力をはるかに超えるものである。本来は全体にわたりコメントをすべきであるが、ここでは古代史研究上の問題はひとまず置き、木簡学に関する点に焦点を絞り思いつくままに感想を述べてみたい。

本書の主要なテーマは、長屋王家木簡にみえる文体や用語が律令制度などにはとらわれない当時の日常的・一般的のものであったことを論証することであるが、これは成功したといつてよい。しかも木簡のみならず、正倉院文書や万葉集を初めとする多くの史料にこの方法が応用できる点はまことに優れており、本書では至るところでこの方法が駆使されている。

木簡を読むとき、私たちは普段慣れ親しんでいる漢文調の読み方によって読解しがちであるが、第一部「長屋王家木簡の文体と用語」などで行なわれている東野氏の指摘により和文として読むことの重要性を痛感した。大命を伝達した長大な木簡が、和文として読むことによって初めてその内容が正確に理解できるようになる点な

どは鮮やかである。漢文ではなく和語で読むことにより木簡から得られる情報量が飛躍的に増大するようになったことは大きな収穫であり、木簡研究を志す者として喜ばしい限りである。

多くの問題を投げかけてきた「長屋親王宮大贄鮑十編」の木簡も、第一部の諸論文によってほぼ結論が出たように思われる。皇族の称号が長屋王家木簡の場合もその他の史料の場合でも、必ずしも制度通りではなく、比較的ゆるやかな使い方がなされる場合も多くあったことは明らかであろう。

しかしながら、今後の課題として、木簡などにみえる用語の解釈について従来の概念で理解できるものなのか、あるいは和語に漢字を当てはめたものなのかを分別する基準を明確にする必要があるように思われる。個人の邸宅内の文書や木簡であっても律令制の概念に基づくものも存在したはずであり、すべて和語として理解することは一面的な見方に陥る危険性があると思われるからである。

私は以前、長屋王家木簡の授受関係や家政機関のあり方について論じたことがあるが（『長屋王家木簡と奈良宮務所』『檀原考古学研究所『考古学論叢』第一九冊、一九九五年）、それについては書後で簡単に言及されている（四三六頁）。私は長屋王家の文書木簡を授受関係によって家令等発給文書木簡・御田御蘭等上申文書木簡・食料支給伝票木簡・その他の木簡に分類し、授受関係や発給側・受け取り側のそれぞれの役割などから、長屋王家木簡の伝達経路の復原を行ない、

この膨大な史料群が一括して出土した理由を考えた。その中で、符や移などの家令発給文書木簡で移とあるものは務所あてであり、符（宣）とあるものは務所の構成者にあてたものとした。

東野氏は符と移は同じ意味で用いられ区別がないとする（第一部長屋王家木簡の文書と家政機関）。二つの家令の間での伝達が、移・符の両方で行なわれたことについては拙稿で長屋王家木簡の伝達経路図として示したとおりで異論はないが、符、移などの文書木簡は日付や署名を文末に記載するなど、あきらかに公式様文書に影響を受けたものである。令制の移と符は全く性格を異にするものであり、したがってその影響を受けた木簡が「符でも移でも差支えない」とは言い切れず、やはり意識の上で何らかの区別がなされていたとみるべきであろう。令制通りの用法ではないが、実際、移の木簡の大半は務所（司処）あて、符（あるいは宣）とする木簡の大半は個人あてになっている。ただし宛先となる個人は務所の構成者であったため、結果的に移・符の両方の木簡が同じところに残ったのである。長屋王家木簡には表が符、裏が移と書かれたものもあるが（『平城宮発掘調査出土木簡概報』二十五、四頁）、これは符と移が同義であることを示すものではなく、符の宛先としてみえる人物が務所に勤仕したことを裏付ける史料と評価すべきである。

なお問題となっている木簡は、『平城宮発掘調査出土木簡概報』二十一、六頁の

・「符 奈良務所下 氈耆床進出」

・「。附紙師等 家扶 五月九日少書吏」

というものであり、東野氏は「奈良務所下」を充所と現解し、「『奈良務所下』の五字は墨色が共通し、その下にはやや空白があつて、『氈耆床』以下に続けて読むのはためらわれる」とするが、「符」と「奈良」の間隔に比べて空白は小さく、「氈耆床進出」の部分も全体に文字間をやや大きくとっているため拙稿では「奈良務所」以下を一文とみなした。他の移などの木簡では空白を大きく明確にしていることは概報の巻頭図版を参照すれば一目瞭然である。

木簡を史料として用いる際に実物もしくは写真による木簡そのものの検討が必要なのは常識であるが、このように微妙な判断を要する場合も少なからずあり、木簡を史料として扱うことの難しさをあらためて実感する。なお、私は発信者と受信者の関係によって木簡を分類し、その上でそれぞれのような書式が用いられているかに言及したのであつて、公式令にみえる様式によって木簡を分類したのではない。したがって「正統的な古文書学の分類を木簡に適用」しようとしている訳ではないことを申し添えておく。

右の問題は一つの木簡を和語として読み下すことで解決しうるものではなく、史料群全体の中で木簡がどのように用いられているかという点も考慮すべきであると思われる。東野氏の研究の特色は、一つの木簡を深く読み込むことによりその背後にある当時の様相を明らかにするところにあるが、これにより当時の日常の世界を生々しく蘇らせることができたが、長屋王家木簡が一括史料である点を生かし、史料群がどのように分類され、それぞれのグループはどのように利用され、個々の史料が全体の中でどのように位置づけられるのか、ということ等を常に念頭に置いて解釈すべきではないだろうか。本書では長屋王家木簡の全体像について東野氏の考えが詳しく示されていないように思われる点がいささか残念である。

浅学をかえりみず思いつくままに偏った論評を加えたが、本書のもつ意義や魅力を余すところなく紹介しえたかどうか非常に心許ない。また独断や誤解に基づく点もあるかもしれないが、著者のご寛恕を請う次第である。難解な木簡の一点一点を正確に読み解くことに成功し将来に大きな道を開いた点で、本書は古代木簡研究のレベルを高めるのにきわめて重要な役割を果たすものと評価できる。これに



より今後の木簡研究がさらに進歩を遂げることを祈念して拙い書評を終えることとする。

(一九九六年、塙書房、A5判四六三頁、本体九五〇〇円)